

(4) 広域的環境施策の推進

①仙塩地域七自治体公害防止協議会

仙台港湾公害防止対策地域における公害の発生を未然に防止するため、立地する企業と公害防止協定の締結等に関する意見の調整を図ることを目的に、宮城県、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、七ヶ浜町及び利府町の7自治体で構成する協議会を設けています。

「公害防止協定」は、法令の基準より厳しい内容を定めることにより公害を未然に防止し、市民の健康と生

活環境の保全を図ろうとするものです。

本市は、協議会の自治体とともに、東北電力株式会社新仙台火力発電所など仙台港周辺に立地する7企業との間で協定を結んでいます。

また、協定締結基準に満たない企業とは、努力事項を確認する確認書を取り交わしています。

9

廃棄物

1 一般廃棄物

(1) ごみ排出量の推移

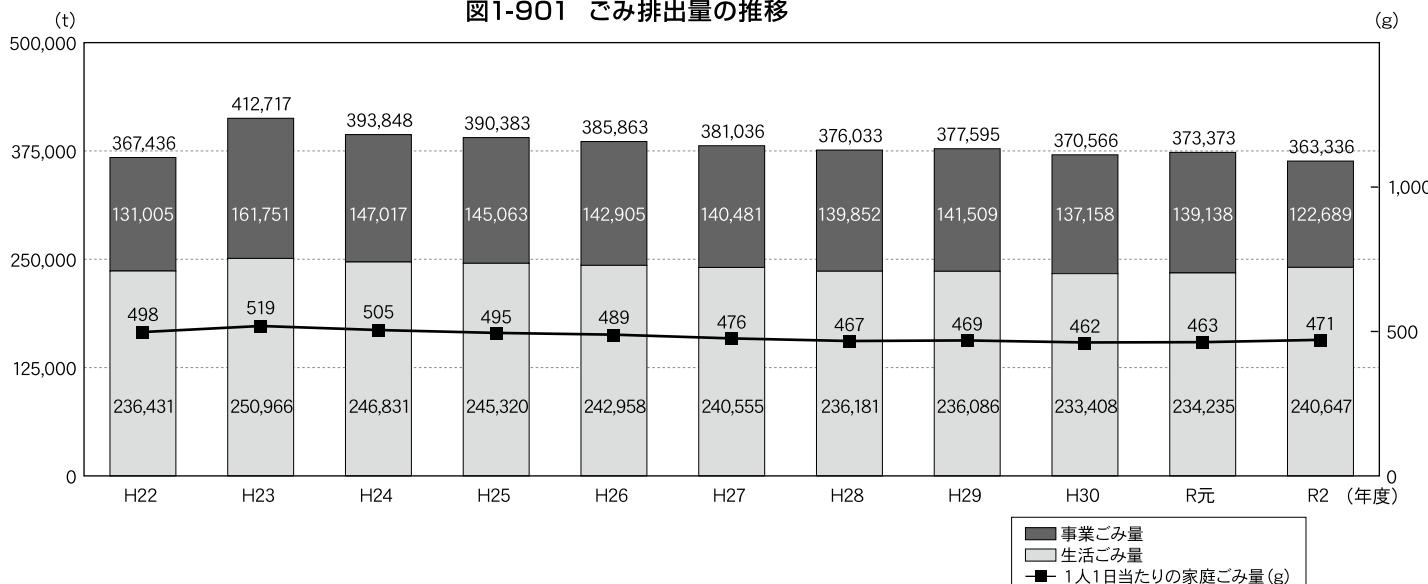
令和2年度の本市のごみ排出量は363,336t(前年度比2.7%減)で、うち生活ごみが240,647t(前年度比2.7%増)、事業ごみが122,689t(前年度比11.8%減)となりました。

また、生活ごみのうち、資源物などを除いた、1人1日当たりの家庭ごみの排出量は471g(前年度比1.7%増)となっています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症流行により、在宅時間が増えたことから生活ごみが増加した一方で、外食控えや飲食店の時短営業等で事業ごみが大きく減少しました。

これまでの推移を見ると、平成20年度から実施した家庭ごみ等の有料化等により、ごみ排出量は減少傾向にありましたが、東日本大震災以降急増しました。近年は平成28年度から実施した「WAKE UP(ワケアップ)!仙台」をキャッチコピーとしたごみ減量キャンペーンや、清掃工場に搬入される事業ごみの展開検査に基づく排出事業者への指導啓発の強化等により、震災前の水準を下回る状況となっています。

図1-901 ごみ排出量の推移

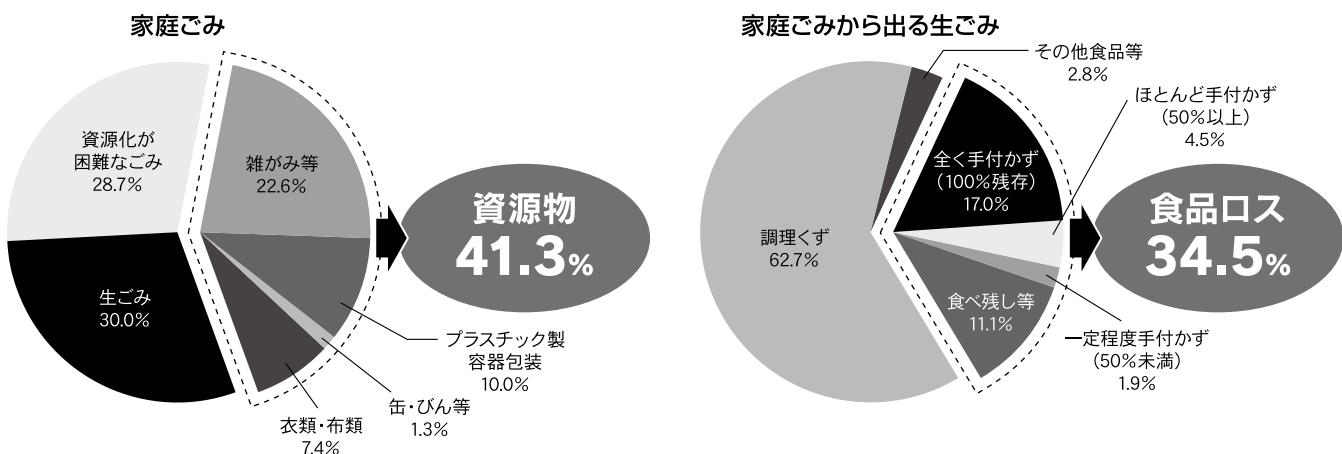


(2) ごみの組成

家庭ごみの組成を見ると、生ごみや資源化が困難なごみのほか、紙類やプラスチック製容器包装などのリサイクル可能な資源物が41.3%混入しています。資源物の混入割合は前年度より約1ポイント減少しましたが、引き続き分別の徹底が必要です。

また、令和元年度に実施した「一般廃棄物処理実態等調査」によると、家庭から出る生ごみに占める食品口次の割合は34.5%で、約1.8万tにもなります。このうち、全く手付かず(100%残存)の食品が約3千tで最も多く、次に多いのが食べ残し等の約2千tとなっています。

図1-902 家庭ごみの組成(令和2年度)と本市の食品口量(令和元年度推計)



2 産業廃棄物

本市では、「仙台市産業廃棄物処理指導実施計画」を毎年度策定し、産業廃棄物の発生抑制の推進、資源化及び減量の推進、適正処理の確保に努めています。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律で定められた20種類のものをいいます。企業や工場の活動によるほか、住宅の新築・解体や病院での診療等、私たちの生活に身近な事業活動からも生じています。

本市では、毎年度宮城県が行う「宮城県産業廃棄物実態推定業務報告書」の調査データを活用して、市内における産業廃棄物の発生状況を推計しています。

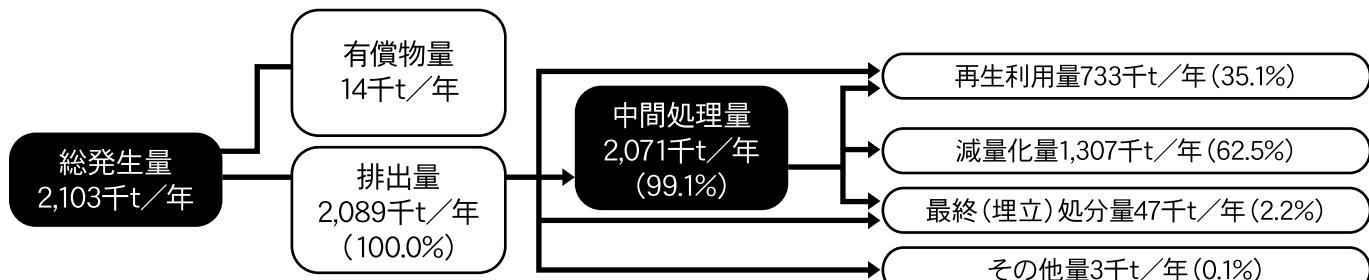
この結果によると、令和元年度に市内で発生した産業廃棄物の総量は2,103千t、うち中間処理されることなく他者に有償で売却された有償物量が14千t、これを除いた中間・最終処理の対象となった排出量は2,089千tと推計されます。

排出量の内訳としては、下水道等から排出される汚泥が1,317千t(63.0%)、解体工事現場等から排出されるがれき類が455千t(21.8%)となっており、これら2種類で全体の約8割を占めています。

処理状況をみると、中間処理を経たものと経ないものを合わせた再生利用量が733千t(35.1%)、焼却等の中間処理により減量化されている量が1,307千t(62.5%)、最終(埋立)処分されている量が47千t(2.2%)となっています。

本市では、産業廃棄物を多量に排出する事業所や処理施設への立入指導、ヘリコプターを使ったスカイパトロール、現職警察官の派遣受入れなど関係機関との連携強化、産業廃棄物適正処理監視指導員(産廃Gメン)の配置等、様々な施策の実施により適正な処理の確保に努めています。

図1-903 産業廃棄物の発生及び処理状況(令和元年度)



(注)1 ()は排出量に対する割合。

2 数値は四捨五入の関係で収支が合わない場合がある。